

○低潮線保全基本計画について

- 低潮線保全法(平成22年法律第41号)に基づき、排他的経済水域(EEZ)等の保全及び利用の促進のため、低潮線の保全及び利用の拠点となる離島の施設整備等に関する施策を総合的、計画的に図ることを目的として策定。(平成22年7月閣議決定)
- 全国185箇所の低潮線保全区域における状況調査や人為的損壊行為の規制及び保全措置の検討、特定離島である南鳥島及び沖ノ鳥島を拠点とする各種活動、特定離島における拠点施設の整備状況等を記載。
- 毎年度の進捗状況について、総合海洋政策本部へ報告し、計画の着実な実施を図ることとされている。

○平成24年度に実施した主な事項

- 低潮線保全区域の巡視・調査(185区域の衛星画像を取得(うち、177区域を目視巡視)、21区域周辺に10本の看板設置等)と巡視体制の整備、低潮線保全区域周辺の情報収集、低潮線データベースの管理・運営(更新)、海洋台帳の整備(新規)等
- サンゴ増殖技術の開発、温室効果ガス濃度等の観測、広域的な地殻変動の観測、海潮流観測等
- 特定離島港湾施設の整備(南鳥島:岸壁部に着手、沖ノ鳥島:環境調査 等)



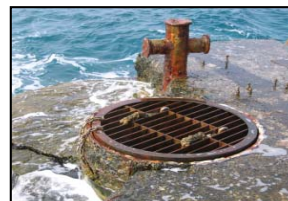
行為規制のための看板



南鳥島における浚渫工事の状況



低潮線保全区域の巡視



験潮井戸における潮汐観測



移植サンゴの産卵

○平成25年度に実施予定の主な事項

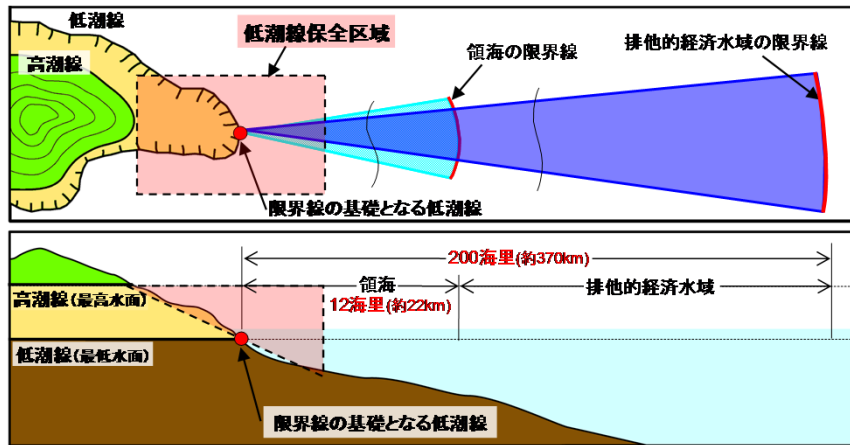
- 低潮線保全区域の巡視・調査や海洋台帳の整備、低潮線データベースの管理・運営、監視体制の強化等
- 鉱物資源(コバルトリッチクラスト)の存在が期待される特定離島周辺海域における鉱物資源ポテンシャル把握のための基礎的調査、特定離島の更なる利活用に向けた検討、電子基準点によるGNSS*連続観測等
- 特定離島港湾施設の整備
(南鳥島:整備の推進(H27年度完成予定)
沖ノ鳥島:現地工事本格着手(H28年度完成予定))

* global navigation satellite system(全地球航法衛星システム)

(参考) 低潮線保全区域

○低潮線

干満により海面が最も低くなったときの陸地と水面との境界。干出線(かんしゅつせん)ともいう。



○低潮線保全区域

排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の海域で保全を図る必要がある、全国185カ所を区域指定。



「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」の平成24年度の進ちよく状況について

平成25年4月
内閣官房総合海洋政策本部事務局

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成22年法律第41号）第3条の規定に基づき平成22年7月13日に閣議決定した「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）は、基本計画の毎年度の進ちよく状況について翌年度速やかに総合海洋政策本部へ報告することを定めている※。

このため、基本計画の平成24年度末における進ちよく状況を以下のとおり総合海洋政策本部に報告するとともに、引き続き基本計画の着実な実施を図ることとする。

◎平成24年度に実施した主な事項（詳細は参考資料1、2を参照）

（1）低潮線の保全に関する事項

排他的経済水域等の安定的な保持のため、政令により指定された低潮線保全区域の巡視・調査と巡視体制の整備、低潮線保全区域周辺の情報収集、低潮線データベースの管理・運営（更新）、海洋台帳の整備等を実施した。

（2）特定離島を拠点とする活動に関する事項

広大な排他的経済水域等を日本及び世界のために有効活用するとの方針の下に、サンゴ増殖技術の開発、人為的影響を受けない環境をいかした温室効果ガス濃度等の観測、GNS S連続観測システムによる広域的な地殻変動の観測、海潮流観測等を実施した。

（3）拠点施設の整備に関する事項

特定離島を拠点とする活動を支援するため、南鳥島及び沖ノ鳥島における特定離島港湾施設の整備を進めた。

※ 基本計画（抜粋）

5. その他低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する事項

（1）基本計画の進ちよく状況の総合海洋政策本部への報告

この基本計画に基づく低潮線の保全に関する措置、特定離島を拠点とする活動、拠点施設の整備等の毎年度の進ちよく状況について、翌年度速やかに総合海洋政策本部へ報告し、計画の着実な実施を図る。

「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」の平成25年度の実施事項について

平成25年4月
内閣官房総合海洋政策本部事務局

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成22年法律第41号）第3条の規定に基づき平成22年7月13日に閣議決定した「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）の平成24年度末における進捗状況を踏まえ、基本計画の平成25年度の実施事項について、以下のとおりとする。

◎平成25年度に実施する事項（詳細は参考資料1、2を参照）
主な事項として下記に取り組む。

（1）低潮線の保全に関する事項

低潮線保全区域の巡視・調査、海洋台帳の整備のほか、低潮線データベースの管理・運用、低潮線保全区域の巡視体制の整備、監視体制の強化等を実施する。

（2）特定離島を拠点とする活動に関する事項

「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に基づく、鉱物資源（コバルトリッチクラスト）の存在が期待される特定離島周辺海域における資源の賦存量・賦存状況等のポテンシャルを把握するための基礎的調査、電子基準点によるGNSS連続観測等を実施するとともに、特定離島の更なる利活用に向けた検討を進める。

（3）拠点施設の整備に関する事項

南鳥島及び沖ノ鳥島における特定離島港湾施設の整備を継続する。

基本計画の進ちょく状況

主な計画事項	主な目標	主な平成24年度実施事項	主な平成25年度実施予定
(1) 低潮線の保全に関する事項			
行為規制及び保全措置	低潮線保全区域の設置、人為的な損壊行為等の監視・巡視、保全措置が必要となった場合の対策の検討	行為規制周知のための看板の設置、防災ヘリ等を活用した巡視	同左及び保全措置が必要となった場合の対策の検討
低潮線及びその周辺状況の調査	航空レーザー測量による海底地形の調査、AUVの導入、測量船の整備、衛星写真の利用	E E Z等に関する海底地形等の基盤的情報の整備、AUV及び新型航空レーザー測深機の整備、大型測量船の大規模改修、衛星写真の取得	E E Z等に関する海底地形等の基盤的情報の整備、衛星写真の取得
海洋情報の集約	海洋情報クリアリングハウスに広範囲の海洋情報の所在情報登録	海洋情報クリアリングハウスにおける海洋所在情報の登録	同左
	海洋台帳の整備	海洋台帳の運用開始及びコンテンツの充実、機能強化	海洋台帳のコンテンツ充実、機能強化
低潮線データベースの構築	低潮線及び低潮線の所在する離島に関する情報の管理、関係機関での共有	低潮線データベースの維持管理、掲載情報の更新、低潮線に関する情報収集	同左
低潮線保全区域の指定及び変更	海底地形等の調査確認及び区域指定、必要な場合区域変更	区域変更が必要な事案なし	必要な場合区域変更
低潮線保全区域における監視・巡視、違反者の監督処分に係る執行体制	巡視・監視体制の整備・強化	低潮線保全区域の巡視及び巡視船艇・航空機の業務遂行体制の強化	同左
	関係行政機関の監視・巡視等の実施及び協力	地方ブロック連絡会議による体制整備、情報共有	同左
低潮線保全区域における代執行措置	違反者が監督処分に従わない場合の行政代執行	違反者なし	違反者が監督処分に従わない場合行政代執行

(2) 特定離島を拠点とした活動			
サンゴ増殖技術の開発・確立による国土保全	サンゴ増殖技術の開発・確立、環礁国家に対して島の保全・再生の技術協力	効率的な種苗生産技術及び移植・増殖技術の開発、サンゴ礁生態系の修復や養浜等を通じた島の保全・再生のための技術協力	同左
海洋鉱物資源開発の推進	鉱物資源（コバルトリッチクラスト）の存在が期待される特定離島周辺海域での基礎的調査実施、成果を踏まえ資源の開発・商用化	周辺海域での基礎的調査の実施	同左
持続的な漁業活動の推進	漁場調査の実施、漁業活動支援のための水産基盤の整備等の検討	水産資源増大のためのサンゴ種苗の移植	同左及び礁内での幼生収集・着床技術の実証着手
海洋における再生可能エネルギー技術の実用化に向けた取組	海洋における再生可能エネルギー技術の実証試験場としての可能性検討	海洋再生可能エネルギー技術の実証試験	同左
自然環境をいかした新素材の開発	海洋構造物の新素材の技術評価試験の実施による新素材開発	繊維系複合材、超耐食性金属等の耐久性試験（モニタリング）	同左
人為的影響を受けない環境をいかした地球環境の観測	全球大気監視計画に資する温室効果ガス濃度等の地球環境の観測実施	二酸化炭素、オゾン等の温室効果ガス等の観測	同左
広域的な地殻変動観測	G P S 連続観測システムによる広域的な地殻変動の連続的観測	電子基準点による G N S S 連続観測実施	同左
観測・研究活動の拠点としての環境整備	島への移動手段、研究・宿泊施設等の利用に関するルール作りや関係省庁が行う協力・支援の枠組み等の検討	研究機関による気象観測等の実施への協力	同左
持続可能なエネルギーモデルの検討	必要とするエネルギーを再生可能エネルギーで賄う仕組みについて検討	特定離島港湾施設の整備の進捗状況を踏まえて、内閣官房を中心に関係省庁と検討	同左
海洋保護区の設定等による生態系の適正な保全	海洋保護区の設定等による生態系の適正な保全方策について検討	生物多様性保全上重要度の高い海域の抽出に向けた検討	同左

教育・観光の場としての活用等	旅客船クルーズを企画・推奨する等による、教育や観光の場としての活用の検討	特定離島港湾施設の整備の進捗状況を踏まえて、内閣官房を中心に関係省庁と検討	同左
	気象情報の提供、イベント等を通じて、国民に両島を周知する方法等の検討	気象情報のホームページでの公表	同左
活動支援のための海洋データ収集、海上の安全の確保	海潮流観測等の実施、海洋特性の把握	沖ノ鳥島の礁内外における海潮流観測等の実施	同左
	灯台等の航路標識整備、安全の確保	航路標識の適切な保守、運用	同左
(3) 拠点施設の整備に関する事項			
特定離島港湾施設の整備	南鳥島における整備	特定離島港湾施設の整備	同左
	沖ノ鳥島における整備	特定離島港湾施設の整備	同左
(4) その他の事項			
施策の効果的な実施のための関係機関等の連携	関係省庁連絡会議を設置し、定期的開催	関係省庁連絡会議での省庁間協力・調整	同左
国民への普及・啓発等	国民への普及及び啓発、地方自治体・関係者等への理解と協力要請	低潮線保全区域における行為規制を周知する看板設置、地方ブロック連絡会議の開催	同左

1. 低潮線保全区域及びその周辺の巡視状況

- ・ 地方整備局等職員による目視巡視を実施済 177区域 (約9割) / 全185区域
 - ・ 本土から遠方に位置するため巡視未実施 8区域 (約1割) / 全185区域
- ※巡視未実施箇所については、衛星画像により確認

2. 低潮線保全区域及びその周辺の調査状況

地方整備局等において、以下を基に巡視結果と照らし合わせ、状況調査中。

- ・ 平成24年度に撮影した全185区域を含む衛星画像67枚

3. 巡視及び調査結果

これまでのところ、低潮線保全区域における制限行為、地形変化は確認されていない。

4. 行為規制の周知のための看板の設置

不特定多数の人間が接近可能な45区域の周辺に計27本 (うち、平成24年度は21区域の周辺に計10本) の看板を設置済。

5. 関係機関の連携

- ・ 地方整備局等において、関係する管区海上保安本部、国土地理院地方測量部、自治体等との連絡会議を開催

低潮線保全に関する取組(巡視)

1. 低潮線保全区域及びその周辺の巡視

○ 関係機関と連携を図りながら、地方整備局等職員が防災ヘリコプターや港湾業務艇、漁船等より全国の低潮線保全区域の巡視を実施



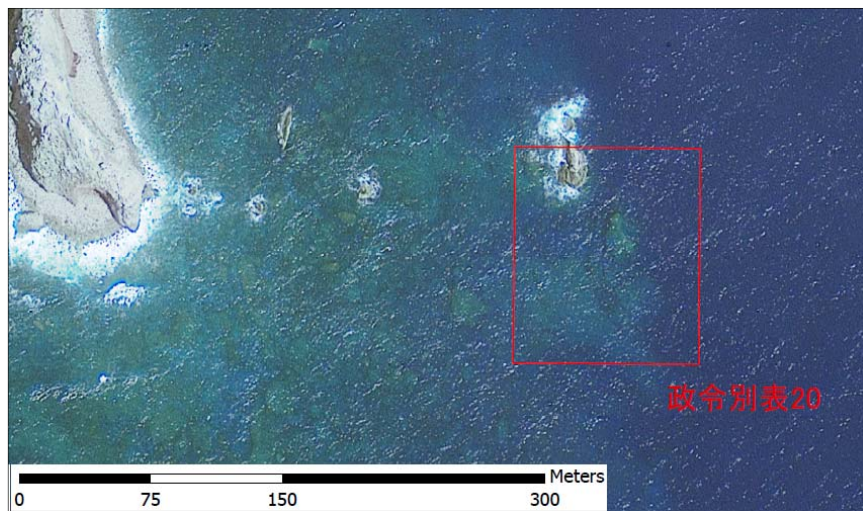
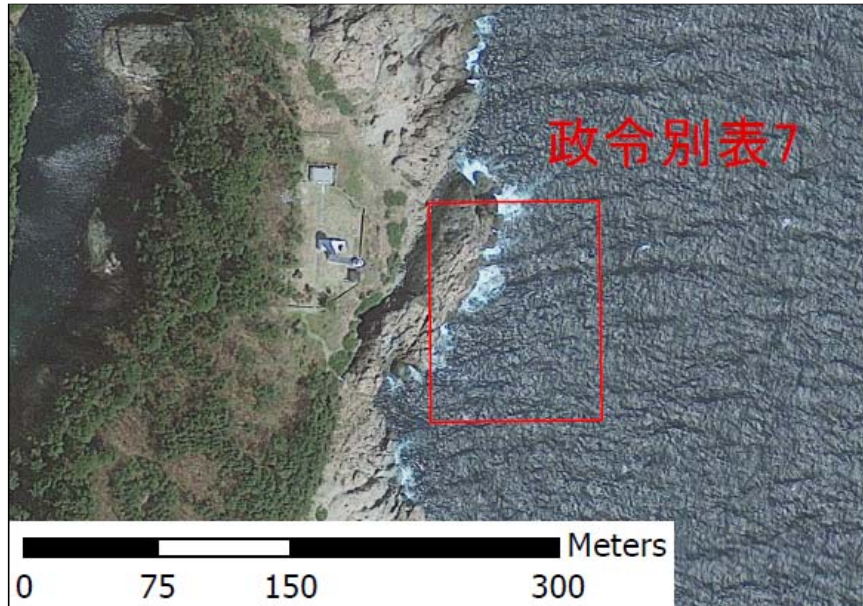
防災ヘリコプター「ほくりく号」より
北陸地方整備局職員が撮影(政令別表141 船倉島小瀬周辺)



小笠原漁協所属船より
関東地方整備局職員が撮影(小笠原諸島 母島)

低潮線保全に関する取組(状況調査・普及啓発)

2. 低潮線保全区域及びその周辺の調査状況



衛星画像による低潮線保全区域の調査
(上:岩手県鮎ヶ崎付近 下:東京都須美寿島付近)

4. 行為規制のための看板の設置

○ 不特定多数の人間が接近可能な区域には、低潮線保全区域を周知するための看板を設置



看板設置の例(沖縄県宮古島)

5. 関係機関の連携

- 九州地方整備局
- 国土地理院
- 海上保安庁第7管区
- 海上保安庁第10管区
- 福岡県
- 長崎県
- 鹿児島県



九州地方整備局等による低潮線保全九州ブロック連絡会の例

遠隔離島における活動拠点整備

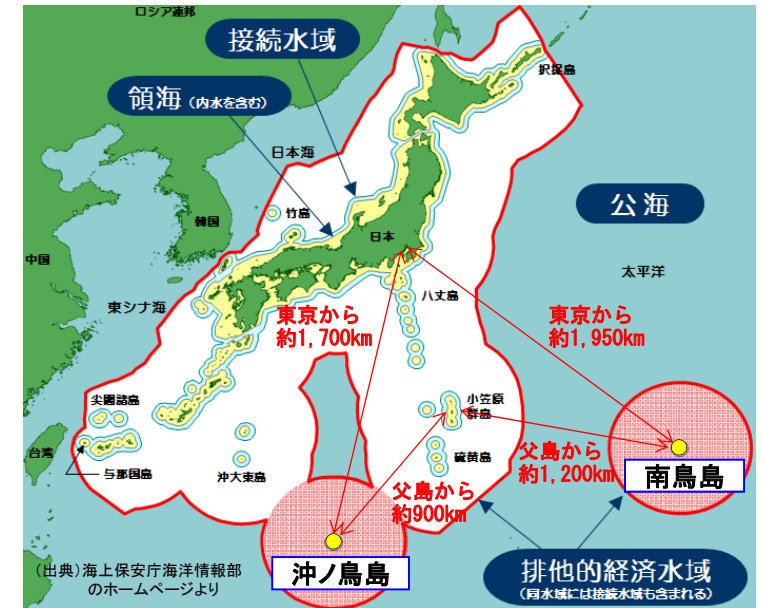
- 「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」が平成22年6月に施行。

本法において、遠隔に位置する離島に船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる港湾の施設（特定離島港湾施設）を国土交通大臣が建設・改良・管理する旨規定。

- 海洋資源の開発・利用、海洋調査等に関する活動が本土から遠く離れた海域においても安全かつ安定的に行われるよう、特定離島港湾施設（基本計画において整備内容を明示）の整備を推進。

（南鳥島）平成22年度に建設着手、平成27年度の完成を目指す。

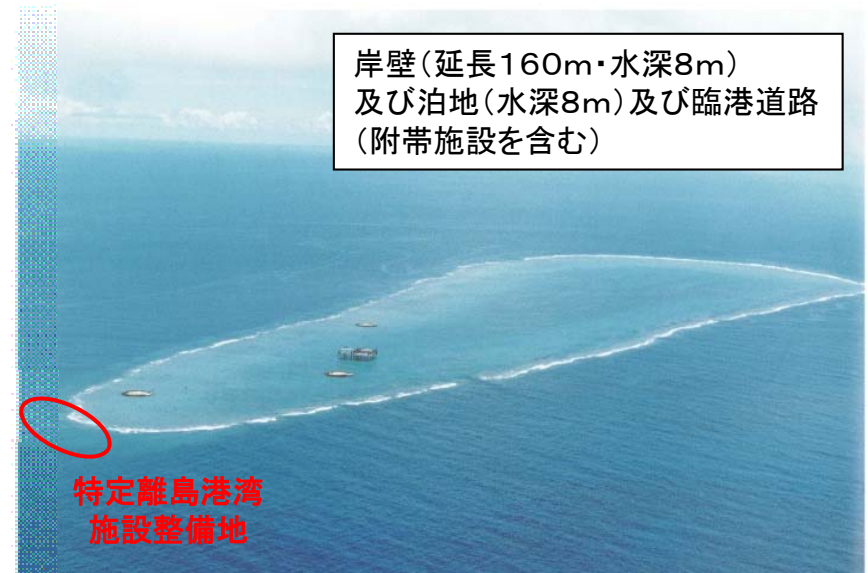
（沖ノ鳥島）平成23年度に建設着手、平成28年度の完成を目指す。



＜南鳥島及び沖ノ鳥島の位置＞



＜南鳥島＞



＜沖ノ鳥島＞